

はかり 定期検査業務仕様書

1 業務名

はかり 定期検査業務

2 委託期間

契約締結日～令和8年11月30日

3 業務の内容

計量法第25条に基づく計量器の定期検査

4 業務の実施方法

- ・ 検査場所 香川県立中央病院
- ・ 検査日時 別途、当院と協議し、決定した日時とする。
* 前回の定期検査は令和6年10月2日、3日に実施しているため、令和8年10月末までの期間で、当院と協議し、定めた日時とする。
- ・ 検査方法 計量士が当院院内に設置している箇所において、はかり等の定期検査を実施する。
- ・ 検査台数 別紙のとおり。ただし、台数は若干の増減があると推測される。
- ・ 注意事項 定期検査は国家資格を有する計量士が実施すること。
検査実施後、結果検査報告書を県立中央病院に提出することとし、台数に増減があった場合は、その内容を検査結果報告書に記載すること。

5 その他

契約に要する費用及び病院側への説明、調整等この業務に係る経費については、受託者の負担とする。